

【建築基準法】

- 問 1 建築基準関係規定には、建築基準法令の規定によるもの、建築基準法施行令第9条で定めるもの、みなし規定によるものがある。
- 問 2 大規模の修繕とは、建築物の「構造耐力上主要な部分」の一種以上について行う過半の修繕を行うことをいう。
- 問 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の確認済証の交付を受けるには、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書又はその写しを、確認申請をした建築主事等又は指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 問 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の工事完了検査では、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかは、検査の対象ではない。
- 問 5 確認申請の審査において、認定型式に適合する建築材料を用いる建築物は、審査項目から一部の規定が省略される。
- 問 6 特定行政庁は、違反建築物の建築主等に違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 問 7 建築主事等は、確認審査等にあたって、「確認審査等に関する指針」に従わなければならない。
- 問 8 老人ホームの地階でその天井が地盤面からの高さ1 m以下にあるものは、その建築物の老人ホームの用に供する床面積の3分の1を限度に、容積率を算定する際の床面積には算入しない。
- 問 9 違反建築物への罰則の対象者は、設計者、工事監理者、工事施工者、建設資材納入者のみで、建築主は罰則の対象者にはならない。

【都市計画法】

- 問 10 開発許可制度は、線引き制度を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

【バリアフリー法】

- 問 11 床面積2,000 m<sup>2</sup>以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務付けられる、車椅子使用者用客室の設置数については、建築する客室総数の5%以上とする。

【消防法】

- 問 12 多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、消防用設備を設置し、及び維持しなくてはならない。

【建築物省エネ法】

- 問 13 省エネ性能の評価対象となる建築設備には、空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機だけでなく、家電やOA機器等その他の消費機器も含まれている。

【最近の改正動向】

- 問 14 建築確認申請時に必要な図書において、建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外階段が木造である場合は、当該屋外階段の構造及び防錆措置等の図面を添付しなければならない。
- 問 15 建築基準法に関する法律等の改正（令和4年6月17日公布）により、木造建築物に係る建築確認及び審査の対象が非木造と統一化され、公布の日から3年以内に施行される。

【建築士法】

- 問 16 建築士が設計を行う場合、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うよう努める義務がある。
- 問 17 建築士が工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事等に報告しなければならない。
- 問 18 建築士は、「設計及び工事監理」以外の業務を行うことはできない。
- 問 19 建築士は、違法な建築物の建築等について、指示・相談・これらに類する行為をしてはならない。
- 問 20 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ重要事項について、管理建築士等をして書面を交付して説明させる義務がある。

問 21 延べ面積が 300 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者（委託者及び受託者）は、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する義務がある。

問 22 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する一定の図書を、図書作成日から起算して5年間保存しなければならない。

#### 【建築設備】

問 23 住宅を含む建築分野からの温室効果ガスの排出は、全排出量の約3分の1である。

問 24 ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、省エネルギーを行い、再生可能エネルギーを利用してエネルギー消費量をゼロに近づける住宅のことを示す。

問 25 室内の建材のホルムアルデヒド対策を行えば、換気はしなくても良い。

#### 【建築構造】

問 26 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、2021年に改正され、民間建築物も含め木造化を進めていくこととしている。

問 27 建物に加わる荷重・外力は、短期の設計のみを行う。

問 28 筋かいの耐力は、圧縮と引っ張りで同じである。

#### 【建築士の職業倫理と責任・処分・紛争・保険】

問 29 倫理観については、①普遍倫理、②個人の倫理、③集団の倫理の3つのパターンがあるとされるが、これらはその方向性などが必ずしも一致しておらず、こうした不一致などにより個人の内部で倫理的な葛藤が生じることがある。

問 30 高度情報化社会を基盤とする設計や施工に係る建築生産システムの大きな変容が予想されているが、建築士の業務自体には大きな変化はなく、その影響を受けることは少ないとされている。

問 31 日本の法の下では、いわゆる「法的責任」は大きく公法上の責任と私法上の責任の2つに分けられるが、建築士は業務においてこれら2つの責任を同時に負うことはない。

問 32 建築紛争の解決方法には、裁判を提起する訴訟と、裁判によらない紛争解決の手段としてのADRによる調停や仲裁などの方法がある。

#### 【建築士業務の動向-設計・工事監理・業務委託契約・業務報酬基準-】

問 33 建築士の資格を取得すれば、直ちに個人の資格者として、自らの責任で設計や工事監理等の業務を行うことができる。

問 34 業務報酬基準の告示には、設計の標準業務として、①基本設計、②実施設計、③工事施工段階の実施設計の3つの標準業務の段階的区分とその内容が定められている。

問 35 特定の相手とする法的拘束力をもつ約束事を「契約」というが、契約については民法による「契約自由の原則」により締結、内容、相手方、方法は当事者間で自由に定められる。